

## 育児休業明けの予約入所に係る確認書

笛吹市では、保護者がお子さんの育児休業を取得し、復帰に合わせて年度途中からの入所を希望する場合に、あらかじめ入所の予約をしておくことで、より子育てに専念できるよう、育児休業明けの予約入所(市内保育所等のみ)を実施しています。

通常の入所受付期間(入所月の前々月 21 日～前月 20 日)に先行して保育所等の入所枠を確保するものですので、下記の確認事項を了承の上、申し込みの際に必ず提出をお願いします。

なお、連絡なく申し込み内容に変更が生じていた場合には、予約入所を無効にさせていただく場合もありますのでご注意ください。

### <確認事項>

- 入所決定後は原則として、保育所・入所月・入所要件の変更、年度内の退所・転園はできません。
- 次の点が判明した場合には、入所決定の取り消し又は退所となります。
  - ・自己都合により育児休業期間を延長した場合
  - ・育児休業期間中に退職、転職した場合
  - ・その他、虚偽または不正の申し込みをしたことが判明した場合
- 職場復帰後は、復帰日から 30 日以内に「様式 1 就労証明書【会社員等】」を保育課へ提出してください。
- 予約入所決定後及び入所後に勤務状況・家庭状況等の変更がありましたら、速やかに保育課へ届け出てください。
- 希望施設に空きがない場合に発行される不承諾通知書は、申請時点での状態であり、通常の入所受付期間内で申し込む空き状況とは異なる場合があります。
- 予約入所決定後、同一年度の利用不承諾通知書は発行できません。

上記の内容について確認し、了承しました。

笛吹市長 様

令和 年 月 日

保護者住所

保護者氏名

対象児童名